

議案第9号

西脇市障害者地域支援協議会条例の一部を改正する条例
の制定について

西脇市障害者地域支援協議会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び
児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市障害者地域支援協議会条例の一部を改正する条例

西脇市障害者地域支援協議会条例（平成26年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。